

「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」 申請マニュアル

福島県土木部建築指導課
令和6年4月30日

目次

1. 事業の概要	2
2. 事業の流れ（フロー）	5
3. 補助金交付要綱	6
3-1 別表1-1	12
3-2 別表1-2	14
3-3 別表2	15
3-4 別表3	16
3-5 地域区分表（参考）	17
4. 交付申請をするとき	18
4-1 第1号様式【記載例】	19
4-2 第1-1号様式【記載例】	21
4-3 第1-2号様式【記載例】	22
5. 補助金の交付決定	28
5-1 第2号様式 交付決定通知書【例】	29
6. 申請の内容に変更が生じるとき（変更交付申請）	30
6-1 第3号様式 補助金変更交付申請書【記載例】	31
7. 事業を中止（廃止）したいとき	32
7-1 第4号様式 中止（廃止）承認申請書【記載例】	33
7-2 第5号様式 取下申請書【記載例】	34
8. 事業が完了したとき	35
8-1 第6号様式 完了実績報告書【記載例】	36
8-2 第6号様式別紙 施工チェックリスト【記載例】	37
9. 補助金額確定通知書が届いたとき	38
9-1 第8号様式 補助金額確定通知書【例】	39
9-2 第9号様式 補助金請求書【記載例】	40
10. よくある質問（Q&A）	41

1. 事業の概要

1-1. 事業の目的

県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等を高める改修を促進するため、県内に所在する既存戸建住宅の省エネ診断及び省エネ改修に対して補助金を交付します。

1-2. 補助対象者

- ・自ら居住するために省エネ診断又は省エネ改修を実施する住宅の所有者又は賃借者
- ・暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者
- ・県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者

1-3. 補助対象事業

補助対象事業は、交付決定の日の属する年度の4月1日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の3月31日までに完了するもの

○省エネ診断

○省エネ改修（次のいずれか）

・全体改修

改修後の住宅全体が省エネ基準又は ZEH 水準に相当することについて、BELS 等の評価・認証を受けるもの

・部分改修

住宅の部分について要綱別表 1-1（P.12~13）に定める改修を行うものであって、複数（2箇所以上）の開口部の断熱改修を含むもの（BELS 等認証不要）

※省エネ設計は補助対象外

※省エネ診断と省エネ改修は併用可能

※断熱改修にあたらぬ外壁塗装（遮熱、断熱タイプ含む）及び屋根の葺替え等の改修は補助対象外

※補助金交付決定日前に事業が完了する場合は補助対象外

1-4. 補助対象経費

○省エネ診断

- ・住宅の省エネ診断のための費用
- ・BELS の評価・認証を受けるための費用

○省エネ改修（※モデル工事費の定めがあるものはモデル工事費が上限）

- ・開口部の断熱化に係る改修費用(窓・ガラス交換、内窓設置、ドア交換)
- ・躯体等の断熱化に係る改修費用（外壁・屋根・天井・床の断熱化）
- ・設備の効率化に係る改修費用（高断熱浴槽・高効率給湯器・節湯水栓・LED 照明等の設置）

1-5. 主な補助要件

- ・県内に所在する戸建住宅であること（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む）
- ・同一住宅に対する補助金の交付は、省エネ診断及び省エネ改修についてそれぞれ1回限り
- ・省エネ改修を行う住宅は次に該当すること
 - ①. 地震に対する安全性が要綱別表1-2（P.14）に定めるいずれかの方法により確認できること
 - ②. 現に ZEH 水準を満たしていないもの

※補助を受けるためにはこのほかにも要件があります。詳細は補助金交付要綱（P.6～17）をご覧ください。

1-6. 補助の内容（概要）

事業種別	省エネ診断	省エネ改修 ^{※2}			
		全体改修		部分改修	
		省エネ水準	ZEH水準	省エネ水準	ZEH水準
補助対象	戸建住宅	戸建住宅 ^{※3}			
補助要件	—	BELS等の評価・認証		複数の開口部の改修を含む	
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ診断に要する費用 ・BELS等の認証に要する費用 	省エネ改修に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・開口部及び躯体等の断熱化に係る費用 ・設備の高効率化に係る費用^{※4} 			
補助率	2/3	23%			
補助額(上限) [地域 2,3 の場合] ^{※1}	22 千円	766 千円 [950 千円]	1,025 千円 [1,200 千円]	766 千円 [950 千円]	1,025 千円 [1,200 千円]
加算額(上限)	—	200 千円 ^{※5} 次①～③の全ての室の外気に面する部分の断熱改修を行う場合（詳細は要綱別表 2（P.15）参照） ①居間、台所及び食堂 ②脱衣所 ③上記以外で改修する室			

※1 地域区分表（P.17）参照

※2 現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては ZEH 水準を満たすよう改修を行うものに限る

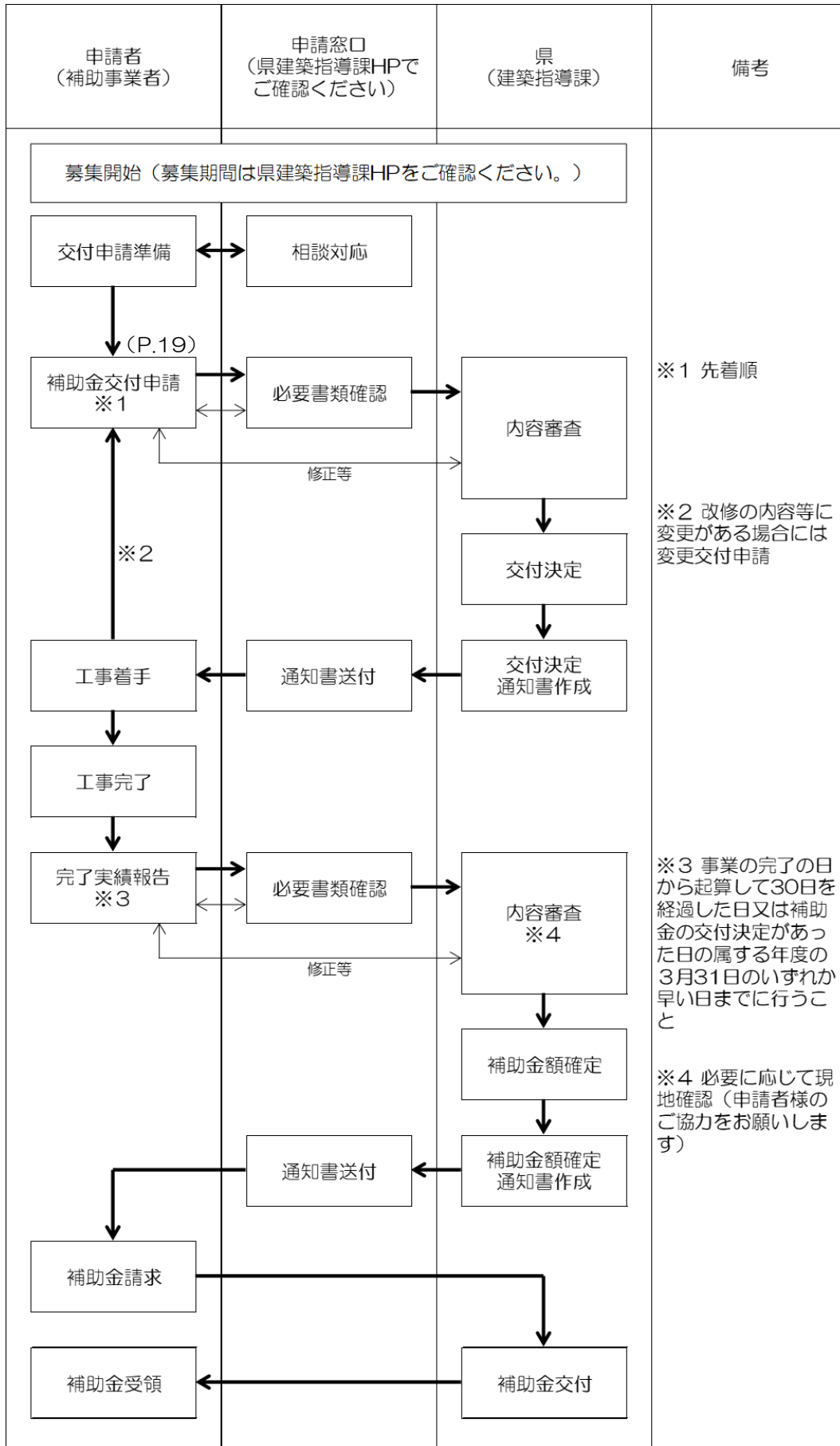
※3 省エネ改修を行う住宅は次に該当すること

- ・地震に対する安全性が要綱別表 1-2（P.14）に定めるいずれかの方法により確認できること
- ・現に ZEH 水準を満たしていないもの

※4 設備の高効率化に係る費用は、開口部及び躯体等の断熱化に係る費用と同額以下

※5 補助対象事業費に補助率を乗じて得た額又は補助額（上限）のいずれか低い額が上限

2. 事業の流れ（フロー）



3. 補助金交付要綱

福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、住宅分野におけるカーボンニュートラルの実現に向けて、既存住宅の断熱性能等を高める改修を促進するため、県内に所在する住宅の省エネルギー（以下「省エネ」という。）性能を向上させる当該住宅の所有者に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) **住宅**

福島県内に存する戸建住宅で、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。

(2) **省エネ基準** ←断熱性能等級4かつ一次エネルギー消費量等級4 を満たすもの
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(3) **ZEH水準** ←断熱性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6 を満たすもの
強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級5以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし、かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20%削減となる省エネ性能の水準をいう。

(4) **BELS**

建築物省エネ法第7条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度をいう。

(5) **地域区分** ←県内の区分については、地域区分表（P.17）参照

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域区分をいう。

(6) **仕様基準**

省エネ基準にあつては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失防止

に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成 28 年国土交通省告示第 266 号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様を、ZEH 水準にあっては、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和 4 年国土交通省告示第 1106 号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

(7) JIS

産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助金の交付対象事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

(1) 住宅の省エネ診断

(2) 住宅の省エネ改修は次のいずれかに該当するもの

ア 省エネ改修後の住宅が省エネ基準又は ZEH 水準に相当することについて、BELS 等の評価・認証を受けているもの（取得予定であるものを含む。以下「全体改修」という。）

イ 住宅の部分について別表 1-1 に定める改修を行うものであって、複数の開口部の改修を含むもの（以下「部分改修」という。）

(3) 前号において現に省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあっては、ZEH 水準を満たすよう改修を行うものに限る。

2 前項第 2 号の対象となる住宅は、以下の各号に該当するものであること。

(1) 地震に対する安全性が別表 1-2 に定めるいずれかの方法により確認できるもの

(2) 現に ZEH 水準を満たしていないもの

3 対象事業は、交付決定の日の属する年度の 4 月 1 日以降に契約するもので、交付決定の日以降かつ当該年度の 3 月 31 日までに完了するものとする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付の対象となる者は、自ら居住するために前条第 1 項各号の事業を実施する住宅の所有者又は賃借者（以下「補助対象者」という。）とする。

2 補助対象者は、福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当しない者とする。

3 補助対象者は県税の滞納がなく、国・地方公共団体から本事業と同様の補助金を受けていない者とする。

(補助対象事業費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象事業費」という。）は、第3条第1項各号に掲げる事業のうち、次に掲げる経費とする。

(1) 住宅の省エネ診断に要する費用

ア 省エネ診断に係る費用

イ 省エネ診断に必要となる調査のための費用

ウ 既存住宅について BELS の評価・認証を受けるために必要な費用

(2) 住宅の省エネ改修に要する費用で次のいずれかに該当するもの（ただし、別表1-1にモデル工事費の定めのあるものについては、モデル工事費を上
限額とする。）

ア 全体改修の場合にあっては、省エネ改修に係る費用

イ 部分改修の場合にあっては、別表1-1に定める省エネ改修に係る費用

2 同一の住宅に行う補助は、前項各号につき1回を限度とする。

(補助金の交付額)

第6条 県は、予算の範囲内において、前条第1項各号に掲げる経費に対して次の各号に定める金額を上限として補助することができる。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(1) 前条第1項第1号 別表2中区分(1)の(あ)欄又は(い)欄に掲げる額のいずれか低い額。

(2) 前条第1項第2号 別表2中区分(2)の(あ)欄又は(い)欄に掲げる額のいずれか低い額に(う)欄に掲げる額を加算した額。

2 前項第2号において、設備の効率化に係る工事における補助金の交付額については、開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とする。

断熱化に対する補助額 ≥ 設備の効率化に対する補助額

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「補助事業者」という。）は、第1号様式に別表3に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 知事は、補助金の交付を決定したときは、第2号様式により補助事業者へ通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第9条 補助事業者は、事業内容を変更しようとするときは、第3号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、事業内容の変更が6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（交

付決定の日の属する年度内に限る。) の場合は、不要とする。

- 3 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、第4号様式を知事に提出し、承認を受けなければならない。

(交付申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取下げることができる。

- 2 前項の取下げを行うときは、第8条による補助金交付決定通知を受理した日から起算して15日を経過した日までに、第5号様式を知事に提出するものとする。

(完了実績の報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、第6号様式に別表3に定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 前項の報告は、事業の完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行うこととする。
- 3 補助事業者は、交付申請を行った日の属する年度内に事業が完了しない場合又は実施が困難となった場合は、第7号様式を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が第8条の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、第8号様式により補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の確定通知は、確定した額が第8条による補助金交付決定額と同額の場合は、省略することができる。

(補助金の請求)

第13条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後に、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の支払いを受けようとするときは、第9号様式により知事に補助金を請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、交

付決定の全部又は一部を取消し、また、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとした場合
 - (2) 規則又はこの要綱並びに関係法令に違反する行為があった場合
- 2 知事は、前項の取消しを決定したときは、第 10 号様式により補助事業者に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第 15 条 補助事業者（この条において、補助事業後に住宅を取得した者を含む。）は、補助金の交付を受けて効用が増加した財産（取得価格又は増加価格が 50 万円以上のものに限る。）については、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつては耐用年数）以内に知事の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し取り壊し又は廃棄してはならない。ただし、補助事業者が交付された補助金額を返納した場合はこの限りではない。

(会計帳簿等の整備等)

第 16 条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第 17 条 この要綱により知事に提出する書類は、1 部とする。

(その他)

第 18 条 補助金の交付等に関しては、この要綱によるほか、次に掲げるところにより行うこととし、その他事業の実施について必要な事項は、別に定める。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- (2) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- (3) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- (4) 補助事業等における残存物件の取扱について（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- (5) 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱について（昭和 34 年 4 月 15

日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達)

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正後の要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、その事業完了までなお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月〇日から施行する。

なお、改正後の要綱の施行の際、改正前の要綱に基づき着手している事業については、その事業完了までなお従前の例による。

1 開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事

単位に注意

(1) 開口部の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	対象となる改修工事		モデル工事費		仕様・備考	
	工事種別	工事規模	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換 ※1	1.4㎡以上	8.8万円/枚	11.2万円/枚	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であり、かつログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であり、かつログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.8㎡以上1.4㎡未満	6.4万円/枚	8.0万円/枚		
	0.1㎡以上0.8㎡未満	2.4万円/枚	3.2万円/枚			
	2.8㎡以上	20.0万円/箇所	27.2万円/箇所			
ドア	内窓設置 ・外窓交換 ※2	1.6㎡以上2.8㎡未満	16.0万円/箇所	21.6万円/箇所	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であり、かつログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）のうち、当該住宅の存する市町村の省エネ基準地域区分に適合している建材であり、かつログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
		0.2㎡以上1.6㎡未満	13.6万円/箇所	17.6万円/箇所		
	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	29.6万円/箇所	39.2万円/箇所			
	ドア交換 ※3	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	25.6万円/箇所	34.4万円/箇所		

※1 ガラスの寸法 ※2 サッシ枠の枠外寸法 ※3 開戸又は引戸の枠外寸法

(2) 躯体等の断熱化に係る改修工事

工事内容 部位	断熱材の区分		モデル工事費		仕様・備考	
	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準	省エネ基準	ZEH水準
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下	14.9万円/㎡	20.1万円/㎡	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F		22.4万円/㎡	30.2万円/㎡		
	A～C		5.3万円/㎡	7.2万円/㎡		
	D～F		9.1万円/㎡	12.3万円/㎡		
屋根・天井 ※4	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 <断熱材の区分> A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.034以下	19.2万円/㎡	25.6万円/㎡	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている建材（ZEHレベル）であり、かつ厚さ等が仕様基準に適合するように施工されること。又は、カタログ等により、仕様基準への適合が確認できるもの。
	D～F		28.8万円/㎡	38.4万円/㎡		

※4 外気に面するものに限る（基礎に面した床を含む）

2 設備の効率化に係る工事

設備種別	適用		モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)	仕様・備考
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム	○	○	49.8万円/戸	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 補助償還式のもので、JIS A4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること）
高断熱浴槽	○	○※1	41.6万円/戸	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS A5532に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯機	/			「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。
電気ヒートポンプ給湯機 (エコキュート)	○	○※2		JIS C 9220 に基づく年間給湯保温効率(ただし、当該給湯機がふる熱回収機能を有する場合は、ふる熱回収なしの値)、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
潜熱回収型ガス給湯機 (エコジョーズ)	○	○※2	27.3万円/戸	給湯部熱効率が94%以上であること。
潜熱回収型石油給湯機 (エコフィール)	○	○※2		連続給湯効率が94%以上であること。
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機)	○	○		熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が102%以上であること。
節湯水栓	○	○※3	5.8万円/台	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。 ※ZEH水準にあつては、節湯水栓のうち、浴室シャワー水栓に限る。
コージェネレーション設備	○	○	-	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可) ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準)で80%以上であること。
蓄電池	○	○	51.0万円/台	「子育てエコホーム支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降に登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	○	○	-	工事を伴うものに限る。
<p>※1 「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)と3つセットの場合に限る。(既設も可)</p> <p>※2 節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)と高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)</p> <p>※3 浴室シャワー水栓で、「ハイブリッド給湯機、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコフィール、エコジョーズ」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限る。(既設も可)</p>				

別表 1-2

地震に対する安全性の確認方法

事業の種類	<p style="text-align: center;"><u>ZEH水準への改修を行う場合（木造に限る）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>左記以外</u></p>
部分改修	<p>以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断^{※1}により、住宅全体の上部構造評点が1.0以上と判定されたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行い、上部構造評点が1.0以上になることが確認できるもの</p>	<p>以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①昭和56年6月1日以降に着工されたもの ②耐震診断^{※1}により、住宅全体の上部構造評点が1.0以上と判定されたもの ③省エネ改修の完了までに耐震改修等を行い、上部構造評点が1.0以上になることが確認できるもの</p>
全体改修	<p>以下の①～③のいずれかにより地震に対する安全性が確認できること ①構造計算 ②壁量等基準（案）^{※2} ③耐震等級3^{※3}</p>	
<p>※1 平成18年国土交通省告示184号別添（大臣が同等と認めた方法を含む） ※2 木造建築物における省エネ化等による建築物の重量化に対応するための必要な壁量等の基準（案）の概要（柱の小径に関する基準は除く） ※3 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示1346号）</p>		

別表2

		補助率	最大補助額	加算額
区分	(あ)	(い)	(う)	
(1) 住宅の省エネ診断	住宅の省エネ診断に要する費用の2/3	22,000円/戸		-
	全体改修	当該住宅が行う省エネ改修工事に係る費用に、 <u>100分の23</u> を乗じて得た額の合計とする。ただし、その内訳において別表1-1においてモデル工事費を定めている工事については、モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を計上するものとする。	改修後の住宅が <u>省エネ基準</u> に相当する場合においては766,000円/戸（地域区分2又は3の地域は950,000円/戸） <u>ZIB水準</u> に相当する場合には1,025,000円/戸（地域区分2又は3の地域は1,200,000円）	次の①～③全ての室・部位（外気に面する部分に限る。）の断熱改修を行う場合、1戸当たり最大200,000円を補助額に加算する。（（あ）又は（い）のいずれか低い額を上限とする。） ①居間、台所及び食堂 ア 全ての窓 イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上 ウ 無断熱 [*] の天井 ②脱衣所 ア 全ての窓 イ 無断熱 [*] の天井 ③上記以外の室を断熱改修する場合 ア 全ての窓 イ 無断熱 [*] の天井
(2) 住宅の省エネ改修に関する事業	部分改修	当該住宅が行う別表1-1に掲げる改修工事に対して、同別表で定めるモデル工事費の合計又は実際の工事費のいずれか低い額に、 <u>100分の23</u> を乗じて得た額とする。	改修後の住宅の部分が <u>省エネ基準</u> に相当する場合においては766,000円/戸（地域区分2又は3の地域は950,000円/戸） <u>ZIB水準</u> に相当する場合には1,025,000円/戸（地域区分2又は3の地域は1,200,000円）	※「無断熱」とは、省エネ基準を満たしていないことをいう。

別表3

福島県省エネエネルギー住宅改修補助事業 提出書類一覧

区分	提出書類	省エネ 診断	省エネ 改修	No.	名称	様式	備考		
交付申請 (第7条関係)	様式	○	○	1	補助金交付申請書	第1号様式			
		○	○	2	補助申請額算定書	第1-1号様式			
		○	○	3	補助対象経費内訳書	第1-2号様式			
	○	○	2	建築確認証写又は建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類			建築確認証の写し、台帳記載事項証明等		
	○	○	3	現況図面(全ての階の平面図)					
	○	○	4	改修室、改修部位、補助対象建材・設備等を表示した関係図面(平面図、立面図、断面図等)					
	○	○	5	省エネ診断に係る見積書の写し			契約額と一致すること		
	○	○	6	見積書(省エネ改修に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳、仕様等が確認できるもの)の写し			契約額と一致すること		
	○	○	7	【全体改修の場合】BELS評価書等(交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式)					
	○	○	8	住宅の所有者が分かる書類(登記事項証明等)			申請日から3ヶ月以内の情報がかかるもの		
交付変更申請 (第9条関係)	添付書類	○	○	9	現況写真等(省エネ診断の場合は全景写真、省エネ改修の場合は全景写真及び改修する全部位の写真)				
		○	○	10	別表1-2に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類 (耐震改修補助事業交付決定通知書等)				
		○	○	11	納税証明書(各地方振興局及びお住まいの市町村で発行されたもの各1部)				
		○	○	12	債権者登録(変更)申請書				
		○	○	13	振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳の写し				
		○	○	14	他の補助金等申請書の写し				
		○	○	15	その他、必要に応じて知事が指定する書類				
		○	○	1	補助金変更交付申請書				
		○	○	2	補助申請額算定書				
		○	○	3	補助対象経費内訳書				
		○	○	1	第7条で求める添付書類のうち、交付決定(又は直近の交付変更決定)時から変更となる事項を示すもの				
		○	○	2	中止(廃止)承認申請書				
		○	○	3	必要に応じて知事が指定する書類				
		中止・廃止 (第9条関係) 取下 (第10条関係)	様式	○	○	1	必要に応じて知事が指定する書類	第3号様式	
				○	○	1	必要に応じて知事が指定する書類	第1-1号様式	
○	○			1	必要に応じて知事が指定する書類	第1-2号様式			
○	○			1	取下申請書	第4号様式			
○	○			1	必要に応じて知事が指定する書類	第5号様式			
○	○			1	完了実績報告書	第6号様式			
○	○			2	補助申請額算定書	第1-1号様式			
○	○			3	補助対象経費内訳書	第1-2号様式			
○	○			1	契約書写				
○	○			2	領収書写				
完了実績 (第11条関係)	添付書類	○	△	3	(BELSの評価・認証を受けるために必要な費用を補助対象経費とした場合)BELS評価書の写し				
		○	○	4	工事施工中・工事完了後(全部位)の写真				
		○	○	5	使用した建材の仕様が分かる写真(製品型番が確認できること)		△:交付申請時に提出していない場合		
		○	○	6	施工チェックリスト		参考様式(写真台帳)		
		○	○	7	出荷証明書		参考様式(写真台帳)		
		○	○	8	その他、必要に応じて知事が指定する書類		第6号様式 別紙		
請求 (第13条関係)	様式	○	○	1	補助金請求書				
		○	○	1	必要に応じて知事が指定する書類	第9号様式			

「施工中」の撮り忘れ注意

参考

■地域区分表(地域区分2, 3)

地域区分	2		3		
市町村名	南会津	檜枝岐村	県北	二本松市(旧東和町に限る)	
		南会津町(旧館岩村、旧伊南村、旧南郷村に限る)	県中	平田村 小野町	
				県南	鮫川村
				会津若松	柳津町 三島町 金山町 昭和村
				喜多方	北塩原村 磐梯町 猪苗代町
				南会津	南会津町(旧田島町に限る) 下郷町 只見町
				相双	川内村 葛尾村 飯館村

■地域区分表(地域区分4, 5)

地域区分	4		5	
市町村名	県北	二本松市(旧二本松市、旧安達町、旧岩代町に限る)	県北	福島市
		伊達市	県中	郡山市
		本宮市	相双	相馬市
		桑折町		南相馬市
		国見町		広野町
		川俣町		楡葉町
		大玉村		富岡町
				大熊町
	県中	須賀川市	双葉町	
		田村市	浪江町	
		鏡石町	新地町	
		天栄村	いわき	いわき市
		石川町		
		玉川村		
		浅川町		
		古殿町		
	三春町			
	県南	白河市		
		西郷村		
		泉崎村		
		中島村		
		矢吹町		
		棚倉町		
		矢祭町		
		埴町		
	会津若松	会津若松市		
会津坂下町				
湯川村				
会津美里町				
喜多方	喜多方市			
	西会津町			

4. 交付申請をするとき

補助金交付要綱別表3（P.16）に定める提出書類を最寄りの申請窓口へ提出してください。

申請窓口は毎年度変更となるため、県建築指導課 HP をご確認ください。
（県建築指導課 HP <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41065b/syouenezyuutaku.html>）

↑検索エンジンで「福島県 省エネ住宅改修 補助」で検索してください。

必要書類の記載例については、次のとおりです。

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金交付申請書

令和 6 年 4 月 1 日

福島県知事 様

日まで必ず記入

【入力に際しての注意事項】

- ・黄色のセルのみ入力してください。
- ・申請日は必ず入力してください。
- ・実際の様式を使用する際はこの注意事項は印刷されません。このまま印刷してください。

申請者

郵便番号・住所・フリガナ
忘れずに記入

住所 〒 111-2222

福島市杉妻町

フリガナ フクシマ イチロウ
氏 名 福島 一郎

電話番号 012-345-6789

確実に連絡がとれる電話番号

メールアドレス mail@fukushima.com

住宅が建設されている場所の地番(複数ある場合は「～〇〇ほか」と記載) 及び福島県省エネルギー住宅改修補助事業を実施したいので、福島県省エネルギー第7条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

地域区分表参照

1 対象住宅の概要(改修前の状況)

西暦で記入

所在地	〒 111-2222	福島市杉妻町2-16	地域区分	4
構造	木	造	階数	2
			階建	
			建築時期	1985 年頃
			延べ面積	120.00 m ²
工事着手予定日	令和6年7月1日	工事完了予定日	令和6年11月30日	改修前の住宅全体の面積

工事代金の支払い・書類の整理が完了する日

2 工事施工者

事業社名	(株)福島建設 福島支店	担当者名	福島太郎	担当者による代理申請	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
事業所所在地	〒 999-1111	福島市杉妻町1-2-3			
電話番号	012-345-6789	メールアドレス	abc@fukushima.com		

連絡がとれる電話番号

必ず記入

3 補助申請内容(該当する項目に☑してください。)※補助を受けるには各補助要件を満たすことが必要です。

事業の種類	<input type="checkbox"/> 住宅の省エネ診断 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅の省エネ改修		
省エネ改修の内容	【適合させる省エネレベル】 ※どちらか一方 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネ基準相当 (適合させる省エネレベルが混在する場合は、省エネ基準相当に☑してください。) <input type="checkbox"/> ZEH水準相当		
	【改修の範囲】 ※どちらか一方 <input type="checkbox"/> 全体改修(省エネ基準又はZEH水準に適合する旨のBELS等の認証の添付あり) <input checked="" type="checkbox"/> 部分改修(各建材・設備等が仕様規		
	【加算の判定】 右のア～キすべてに☑が入る場合に加算を受けることができます。(対象となる窓・天井がない場合及び断熱改修済みの場合も☑を入れる)		
	①居間、台所及び食堂 <input checked="" type="checkbox"/> ア 全ての窓の断熱改修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> イ 天井、壁又は床のいずれか1つ以上の断熱改修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 天井が外気に面している場合は、天井の断熱改修を行う。		
	②脱衣所 <input checked="" type="checkbox"/> エ 全ての窓の断熱改修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> オ 天井が外気に面している場合は、天井の断熱改修を行う。		
	③上記以外の室(居室及び非居室をいう)を断熱改修する場合 <input checked="" type="checkbox"/> カ 全ての窓の断熱改修を行う。 <input checked="" type="checkbox"/> キ 天井が外気に面している場合は、天井の断熱改修を行う。		
補助対象事業費(自動計算)	4,389,586円		
補助申請額(自動計算)	省エネ診断	省エネ改修	合計
	0円	966,000円	966,000円
他の補助制度利用の有無	補助金名及び実施主体		

居間・台所・食堂それぞれの室について

改修済の場合→状況がわかる写真及び型番等が確認できる写真を添付

①,②以外の室の断熱改修工事が含まれている場合

変更交付申請の際は、この金額を第3号様式に記入

同年度に住宅に関する補助金の交付を受けるものがある場合記入

4 申請者による確認(必ず申請者自ら、次の項目全てに☑が入ることを確認してください。)

- ☑ 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
- ☑ 事業を実施する住宅は、県内に所在する戸建住宅です。
- ☑ 地震に対する安全性が補助要綱別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できています。
- ☑ 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
- ☑ 無断熱から省エネ基準・ZEH水準、又は省エネ基準からZEH水準への改修を行います。
- ☑ 住宅の所有者又は賃借者です。
- ☑ 福島県暴力団排除条例に規定する暴力団員等又は社会的非難関係者に該当する者ではありません。
- ☑ 県税の滞納はありません。
- ☑ これまで国・地方自治体から本事業と同様の補助金を受けたことはありません。
- ☑ 自ら居住するために行う断熱改修工事等であり、建築基準法等の関係法令に適合しています。
- ☑ 本事業の省エネ診断及び省エネ改修の補助を受けるのはいずれも1回目です。
- ☑ 設備の効率化に係る補助額は開口部や躯体等の断熱化に係る補助額以下となっています。
- ☑ 補助要綱別表3に定める提出書類及び添付書類に不足がないことを確認しました。

全てにチェックが入らない場合は、補助対象となりません。

補助申請額算定書

【注意事項】
 ・このシートは入力は不要です。
 ・第1号様式、第1-2号様式を入力した後に印刷してください。
 ・実際の様式を使用する際はこの注意事項は印刷されません。このまま印刷してください。

申請概要

省エネ診断	改修レベル	改修範囲	地域区分
なし	省エネ基準	部分	4

交付申請額

省エネ診断	省エネ改修	合計
	966,000	966,000

省エネ診断 補助申請額算定

項目	費用
診断に係る費用(①)	円
調査に係る費用(②)	円
BELSの評価・認証に係る費用(③)	円
合計(④)	①+②+③ 円
補助申請額(⑤) (千円未満切り捨て)	「④ × 2/3」、「補助上限額22,000円」のいずれか低い額 円

省エネ改修 補助申請額算定

補助対象工事		モデル工事費単価 (省エネ基準)		数量	モデル工事費	実際の工事費	
A. 断熱性能に関する改修工事	A-1 既存開口部の断熱改修 【必須工事】	窓	ガラス交換	大 88,000円/枚	枚	円	円
			中 64,000円/枚	枚	円		
			小 24,000円/枚	2.0枚	48,000円		
		内窓設置・外窓交換	大 200,000円/箇所	1.0箇所	200,000円		
			中 160,000円/箇所	3.0箇所	480,000円		
			小 136,000円/箇所	2.0箇所	272,000円		
	ドア	ドア交換	大 296,000円/箇所	箇所	円		
		小 256,000円/箇所	2.0箇所	512,000円			
	A-2 既存外壁、屋根・天井、床の断熱 【任意工事】	外壁	A-C 149,000円/m ²	6.4m ²	953,600円		
			D-F 224,000円/m ²	m ²	円		
		屋根・天井	A-C 53,000円/m ²	7.9m ²	418,700円		
			D-F 91,000円/m ²	m ²	円		
		床	A-C 192,000円/m ²	3.1m ²	595,200円		
			D-F 288,000円/m ²	m ²	円		
Aの合計額					3,479,500円	3,644,586円	
B. 設備改修工事等	太陽熱利用システム		498,000円/戸	戸	円	円	
	高断熱浴槽		416,000円/戸	1戸	416,000円		
	高効率給湯機		273,000円/戸	戸	円		
	節湯水栓		58,000円/台	2台	116,000円		
	コージェネレーション設備 ^{※1}		-	式	円		
	蓄電池		510,000円/台	台	円		
	LED照明 ^{※1}		-	式	円		
Bの合計額 ^{※2}					532,000円	745,000円	
C. その他の工事	全体改修を行い、BLES等の認証を取得する場合に限り、A・B以外の省エネ改修に要した費用についても補助対象とすることができます。					円	

Aの合計額×補助率(①)	Aの合計額(「モデル工事費」又は「実際の工事費」のうち、いずれか低い額) × 補助率(23%) 3,479,500 × 0.23 ≒ 800,285	800,285円
Bの合計額×補助率(②)	Bの合計額(「モデル工事費」又は「実際の工事費」のうち、いずれか低い額) × 補助率(23%) 532,000 × 0.23 ≒ 122,360	122,360円
Cの合計額×補助率(③)	Cの合計額 × 補助率(23%)	円
補助申請基礎額(④) ^{※3}	「① + ②」、「補助上限額(766,000円)」のいずれか低い額 922,645、766,000	766,000円
加算額(⑤) ^{※3}	補助金交付要綱別表2(う)に定める要件を満たす場合 最大200,000円	200,000円
補助申請額(⑥) ^{※3}	④+⑤	966,000円

【注意事項】

※1 モデル工事費は複数の見積等により適正水準であることが確認できること。

※2 Bの合計額はAの合計額と同額以下(B>Aの場合、A×2)

※3 ④～⑥：千円未満切り捨て

CO2排出削減量算定

断熱改修【0.31】+設備効率化【0.20】= 計【0.50】[t-CO2]

(参考) 断熱改修による暖房負荷削減量(MJ/年) = 37.70MJ/年・m² × 120.00m² × 1.00 = 4,524MJ/年

第1-2号様式

補助対象経費内訳書

省エネ診断 補助対象経費内訳

1 診断に係る費用	円
2 調査に係る費用	円
3 BELSの評価・認証に係る費用	円

第1号様式で省エネ診断にチェックを入れた場合のみ記入

【入力に際しての注意事項】

- ・行、列の追加・削除はしないでください。
- ・黄色のセルのみ入力してください。
- ・規模・性能・数量、使用する製品、実際の工事費の黄色で着色されたセルは必ず入力してください。
- ・性能区分については、「(参考)性能区分について(P.23)」のシートをご覧ください。
- ・実際の工事費については、「(参考)工事費算定例」のシートをご覧ください。
- ・実際の様式を使用する際はこの注意事項は印刷されません。このまま印刷してください。

省エネ改修 補助対象経費内訳

番号	階数	室名	改修内容	規模・性能・数量				使用する製品			実際の工事費 (材料費・施工費・経費相当額・消費税相当額を含む)			備考				
				タテ(m)	ヨコ(m)	面積(m ²)	厚さ(m)	体積(m ³)	サイズ (大・中・小)	性能区分 (開口部P~Z) (断熱材A~F)	数量	メーカー名	製品名		子育てエコホーム支援事業等に 登録されている 製品型番	A	B	C
1	1	居間	内窓設置	1.65	1.10	1.82			中	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	81,593			
2	1	居間	外窓交換	1.65	1.10	1.82			中	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	103,519			
3	1	居間	外壁断熱			20.70	0.080	1.66		C		△△	○○○	ABCDEF GH	137,474			
4	1	居間	床断熱			20.00	0.080	1.60		C		△△	○○○	ABCDEF GH	330,000			
5	1	居間	外壁断熱			3.50	0.080	0.28		C		△△	○○○	ABCDEF GH	50,000			
6	1	台所	外壁断熱			10.00	0.080	0.80		C		△△	○○○	ABCDEF GH	130,000			
7	1	台所	床断熱			15.00	0.080	1.20		C		△△	○○○	ABCDEF GH	250,000			
8	1	台所	ガラス交換	0.45	0.60	0.27			小	A	2	△△	○○○	ABCDEF GH	52,000			
9	1	台所	節湯水栓(浴室シャワー水栓以外)								1	△△	○○○	ABCDEF GH	75,000			
10	1	台所	ドア交換(開戸)	0.90	1.80	1.62			小	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	280,000			
11	1	洗面・脱衣室	内窓設置	0.60	0.50	0.30			小	C	1	△△	○○○	ABCDEF GH	150,000			
12	1	洗面・脱衣室	外壁断熱			10.00	0.080	0.80		C		△△	○○○	ABCDEF GH	130,000			
13	1	洗面・脱衣室	床断熱			3.00	0.080	0.24		C		△△	○○○	ABCDEF GH	50,000			
14	1	洗面・脱衣室	屋根・天井断熱			3.00	0.150	0.45		C		△△	○○○	ABCDEF GH	40,000			
15	1	浴室	高断熱浴槽								1	△△	○○○	ABCDEF GH	570,000			
16	1	浴室	節湯水栓(浴室シャワー水栓)								1	△△	○○○	ABCDEF GH	100,000			
17	1	トイレ	外壁断熱			7.00	0.080	0.56		C		△△	○○○	ABCDEF GH	90,000			
18	1	トイレ	床断熱			1.20	0.080	0.10		C		△△	○○○	ABCDEF GH	20,000			
19	1	トイレ	外窓交換	0.50	0.90	0.45			小	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	150,000			
20	1	玄関	ドア交換(引戸)	1.90	1.50	2.85			小	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	300,000			
21	2	洋室1	屋根・天井断熱			25.00	0.150	3.75		C		△△	○○○	ABCDEF GH	230,000			
22	2	洋室1	外壁断熱			15.00	0.080	1.20		C		△△	○○○	ABCDEF GH	200,000			
23	2	洋室1	内窓設置	1.80	1.80	3.24			大	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	250,000			
24	2	洋室2	屋根・天井断熱			25.00	0.150	3.75		C		△△	○○○	ABCDEF GH	250,000			
25	2	洋室2	外壁断熱			15.00	0.080	1.20		C		△△	○○○	ABCDEF GH	200,000			
26	2	洋室2	内窓設置	1.80	1.20	2.16			中	B	1	△△	○○○	ABCDEF GH	170,000			

自動入力

自動入力

自動入力

自動入力

自動入力

自動入力

必要がある場合のみ記入

見積書から算出された実際の工事費と一致すること

整数で記入
※ガラス交換の場合は枚数

ブルダウンから入力

ブルダウンから入力

有効数字2桁(以下切り捨て)で記入

ブルダウンから入力

任意の室名を入力
※同じ室は同じ室名とすること

有効数字3桁(以下切り捨て)で記入

子育てエコホーム対象製品検索ページ
<https://kosodate-ecohome.milit.go.jp/material/>

(参考)性能区分について

【開口部(ガラス・窓・ドア)に関する性能区分】

	1.1以下	1.1超 1.5以下	1.5超 1.9以下	1.9超 2.3以下	2.3超 2.9以下	2.9超 3.5以下	3.5超 4.7以下	—	—
熱貫流率 [W/(m ² ・K)]									
日射熱取得率 [W/(m ² ・K)]	—	—	—	—	—	—	—	0.52以下	0.65以下
性能区分コード	P	S	A	B	C	D	E	Y	Z

【断熱材に関する性能区分】

熱伝導率 [W/(m・K)]	0.052 ~ 0.051	0.050 ~ 0.046	0.045 ~ 0.041	0.040 ~ 0.035	0.034 ~ 0.029	0.028 ~ 0.029	0.022以下
断熱材の性能区分	A-1	A-2	B	C	D	E	F

【実際の工事費算定例】

〇〇 様邸 改修工事 見積書

項目	仕様	数量	単位	単価	金額	備考
1 窓改修工事						
1階居間						
内窓設置	W1.65 × H1.1 3-A16-LowE3	1	か所	52,000	52,000	1.82㎡/か所
同上 取り合い補修		1	か所	12,500	12,500	
窓交換	W1.65 × H1.1 4-A16-LowE3	1	か所	52,000	52,000	1.82㎡/か所
既存窓撤去		1	か所	17,333	17,333	
取り合い補修		1	か所	12,500	12,500	
1階居間						
カーテン取り付け		1	か所	50,000	50,000	
.						
.						
.						
2 断熱改修工事						
1階居間						
壁断熱材	高性能グラスウール14kg 780	20.7	㎡	2,550	52,785	3.2m3
壁材撤去		20.7	㎡	300	6,210	
壁材復旧	石膏ボード ア12.5 ビニルクロス貼り	20.7	㎡	2,400	49,680	
.						
.						
.						
直接工事費 計					5,500,000	
諸経費					825,000	
小計		1	式		6,325,000	
消費税		10	%	6,325,000	632,500	
合計					6,957,500	

(単位:円)

②【各項目の実際の工事費算出】

64,500 × 1.265 = 81,593

81,833 × 1.265 = 103,519

108,675 × 1.265 = 137,474

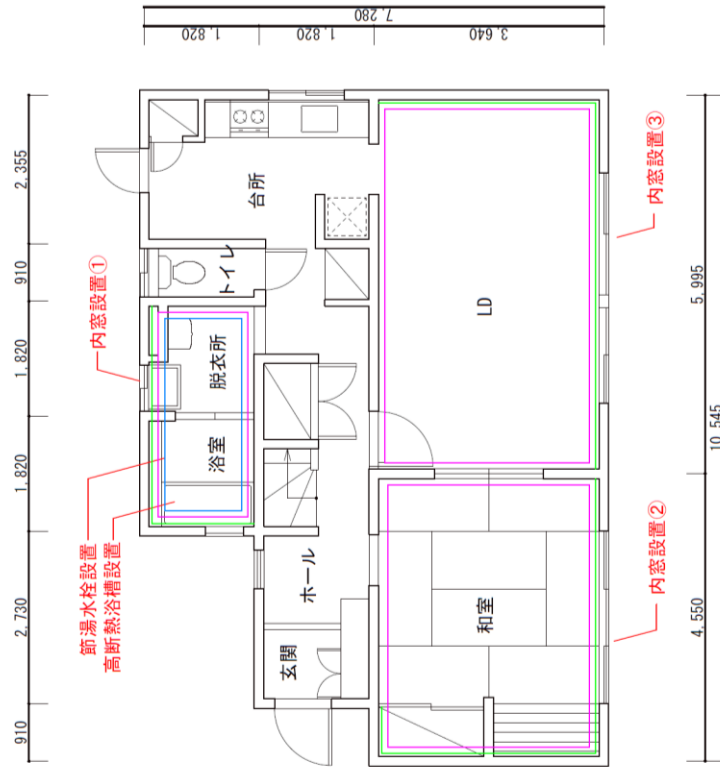
①【諸経費等率の算定】

6,957,500 / 5,500,000 = 1.265

第1-2号様式中の
実際の工事費と一致

計算過程がわかるように記載(手書き可)

【記載例】



1階平面図 (既存)

注意事項

- ・改修の箇所と仕様 (種類・厚さ・型番等) を明示してください。
- ・改修内容、仕様、型番は申請書と一致させてください。
- ・設備改修についても記載してください。
- ・照明のLED改修を行う場合は、改修を行う照明の場所・使用資材がわかるように記載してください。
(図面が煩雑になる場合は、別葉でも可)
- ・増築部分は補助対象外です。

改修概要

室名	改修内容	仕様・型番
LD	内窓設置	●●●引違い窓中空層12mm・012ABCDEF
和室	内窓設置	●●●引違い窓中空層12mm・012ABCDEF
脱衣所	内窓設置	●●●引違い窓中空層12mm・012ABCDEF
浴室	節湯水栓設置	●●●・012ABCDEF
	高断熱浴槽設置	●●●・012ABCDEF
	床断熱改修	住宅用グラスウール24K相当厚さ80mm・012ABCDEF
	壁断熱改修	住宅用グラスウール10K相当厚さ100mm・012ABCDEF
	天井断熱改修	住宅用グラスウール14K相当厚さ155mm・012ABCDEF

【注意事項】

- ・写真は室、部位がわかるように撮影してください。
- ・室名・部位、改修内容を記載してください。
- ・ページが不足する場合は、適宜追加して使用してください。
- ・実際の様式を使用する際はこの注意事項は印刷されません。このまま印刷してください。

写真

- 室名・改修箇所
- 改修内容
- 撮影のタイミングを具体的に記載

写真

写真

①

居間 南面窓

内窓設置

施工中

②

居間 南面窓

内窓設置

施工後

③

居間 南面窓

内窓設置

型番

福島県財務

債権者登録（変更）申請書

債権者コード	下
1. 新規登録	2. 変更

執行機関名	
県記入欄	電話番号 (内線)
	担当者名

注：個人名又は法人名を記入してください

フリガナ フクシマ イチロウ フク島 一郎

氏名 1 福島 一郎

注：法人の場合は、代表者名を記入してください（役職名と氏名の間、氏名の姓と名の間は1文字あけてください）

フリガナ

氏名 2

会社区分

住所コード

郵便番号

注：都道府県・区市町村・大字・通称名・町・字・丁目（県外の場合は区市町村まで）を記入してください

フリガナ 福島県 福島市杉妻町

住所 福島県 福島市杉妻町

注：番地を記入してください（県外の場合は大字以下の住所を記入願います）

フリガナ

番地 2-1-6

注：ビル名、アパート名等を記入してください

フリガナ フクシマビル

方書 県庁ビル

支払方法 (1~5のいずれか1つを記入してください)

1. 口座振替 2. 隔地払(支店) 3. 隔地払(他店) 4. 隔地払(郵便局) 5. 支払証

金融機関名 店 舗 名 金融機関コード

〇〇銀行 県庁支店

口座番号

1 2 3 4 5 6 7

預金種別 (1、2、9のいずれか1つを記入してください)

1. 普通預金 2. 当座預金 9. 別段・別口

フリガナ

公共工事の前払金預託金融機関名・店舗名 (保証事業会社に登録した口座)

金融機関コード

前払金預託口座番号

1. 普通預金 2. 当座預金 9. 別段・別口

開連債権者

開連債権者コード

備考

氏名1に氏名を記入
・姓と名の間は1文字あける

氏名、口座名義人のフリガナの濁点「」、半濁点「゜」は1文字分として記入

必ず記入

口座振替に使用する通帳に記載されている口座番号を記入
通帳に記載されている番号が7桁未満の場合は、頭に「0」を付けて7桁として記入

令和 〇 年 〇 月 〇 日
福島市杉妻町2-16
福島 一郎
012-345-6789

必ず記入

法人の場合は、以下も記入してください。

担当者
(所属・氏名)
電話番号
E-mail

5. 補助金の交付決定

交付申請の内容に問題がない場合、交付決定通知書（P.29）が申請者本人へ送付されます。交付決定通知書は、完了実績報告及び補助金請求の際に必要となりますので、大切に保存してください。

なお、変更交付申請を行った場合も同様式で通知します。

第2号様式

福島県指令〇〇第〇〇〇〇号

補助事業者 氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金（変更）交付決定通知書

令和〇年〇月〇日付けで交付申請のあった令和〇年度の標記事業補助金について、下記のとおり交付します。

令和〇年〇月〇〇日

初回交付決定時・変更交付決定時
いずれもこちらの様式で通知します。

福島県知事 印

完了実績報告書・請求書の作成の際、「交付決定金額」とあるものは、この金額を記入してください。

記

- 1 補助金の交付決定額は次のとおりとします。

既交付決定額	変更増減額	変更後交付決定額
(例) 766,000円	(例) 266,000円	(例) 500,000円

初回交付決定時は、既交付決定額が0円となります。

- 2 補助金の交付決定に係る事業内容等の概要

住宅の所在地	〇〇市〇〇〇〇〇〇	
補助金の種類	<input type="checkbox"/> 住宅の省エネ診断	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の省エネ改修

第1号様式に記載の工事完了予定日となります。

- 3 事業完了予定日 令和〇年〇月〇日
- 4 補助金を充てる事業及びその内容並びにこれに要する経費の配分は、交付申請書に記載のとおりとします。
- 5 補助金の額の確定は、交付決定額の範囲内で、補助金を充てた事業の当該年度の事業費の実績額に基づいた額をもって行うものとします。
- 6 補助金の交付の条件は、次のとおりとします。

補助金を充てる事業の実施について、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ承認又は指示を受けてください。

- ①補助事業等の内容又は補助事業等に要する経費の配分の変更をするとき
- ②補助事業等中止し、又は廃止するとき
- ③補助事業等が予定の期間内に完了しない又は事業の遂行が困難となったとき

管理番号

6. 申請の内容に変更が生じるとき（変更交付申請）

交付決定後、工事の内容等に変更が生じる場合は、事前に変更交付申請を行い、変更交付決定を受けてください。

補助要綱別表3（P.16）に定める提出書類を最寄りの申請窓口へ提出してください。

【変更交付申請が必要となるものの例】

- ・改修する箇所・数量が増える（減る）
- ・使用する製品が変わる
- ・補助対象事業費が変わる
- ・事業完了予定日が6ヶ月以上遅れる（年度内に限る） など

必要書類の記載例については、次のとおりです。

なお、変更交付申請書に添付する書類では、交付決定時と内容が変更となる箇所を赤字で記載する等、変更箇所がわかるよう記載してください。

令和〇年〇月〇日

福島県知事 様

氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金変更交付申請書

令和〇年〇月〇〇日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇号で交付決定のあった標記事業補助金等について、下記のとおり変更したいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請

1 交付申請額

- (1) 既交付決定額 (例) 766,000円
- (2) 変更後交付申請額 (例) 500,000円
- (3) 差額 ((2) - (1)) (例) △266,000円

交付決定通知書に記載されている金額

変更後の交付申請額
第1号様式 補助申請額 (自動計算) 中の合計に記載されている金額

「変更後交付申請額」
- 「既交付決定額」

2 事業完了予定日

令和〇年〇月〇日 (変更前)
令和△年△月△日 (変更後)

交付決定通知書に記載の事業完了予定日

交付決定を受けた年度内の日に限る
予定日の変更がない場合は、同じ日付

3 その他変更事項

(例) 2階洋室の天井断熱改修を追加。

変更となる改修箇所などを具体的に記入

4 変更理由

(例) 既に断熱改修済みであったため。

(注) 申請書の内容及び添付書類は、全て交付申請書の内容及び添付書類等を準用する。

7. 事業を中止（廃止）したいとき

何らかの事情により、事業を中止（廃止）したい場合は第4号様式に必要事項を記載の上、最寄りの申請窓口へ提出してください。

また、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付申請を取り下げる場合は、交付決定通知書を受理した日から15日以内に第5号様式を最寄りの申請窓口へ提出してください。

各様式の記載例については次のとおりです。

第4号様式

令和〇年〇月〇日

福島県知事 様

氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 中止（廃止）承認申請書

下記により、令和〇年度の標記事業を中止（廃止）したいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により承認して下さるよう申請します。

記

- 1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和〇年〇月〇日 〇〇第〇〇〇〇号

交付決定通知書に記載されている年月日及び番号（変更交付決定を受けている場合は変更交付決定通知書に記載されている年月日及び番号も記入）

- 2 中止（廃止）の理由

（例）国の同様の補助事業を利用するため。

- 3 中止（廃止）の内容

（例）補助事業のとりやめ。

第5号様式

令和〇年〇月〇日

福島県知事 様

氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 取下申請書

下記により、令和〇年度の標記事業を取り下げたいので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

1 補助金の交付決定年月日及び番号

令和〇年〇月〇日 〇〇第〇〇〇〇号

交付決定通知書に記載されている年月日及び番号（変更交付決定を受けている場合は変更交付決定通知書に記載されている年月日及び番号も記入）

2 取下の理由

（例）交付決定に付された条件に不服があるため。

3 取下の内容

（例）補助事業のとりやめ。

8. 事業が完了したとき

交付決定を受けた工事、住宅の引渡し及び工事代金の支払いが完了した場合は、要綱別表3（P.16）に定める必要書類を最寄りの申請窓口へ提出してください。

必要書類の記載例については、次のとおりです。

第6号様式

令和○年○月○日

福島県知事 様

- ・実際に提出する日付を必ず記入
- ・下記の事業完了日以降の日付とすること

氏名 ○○ ○○

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 完了実績報告書

令和○年度において、下記のとおり標記事業を実施したので、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

- 記
- 1 補助金交付決定額 (例) 500,000円
- 2 事業完了日 令和○年○月○日

住宅の引渡し、代金の支払い、書類の整理が完了した日

交付決定通知書に記載されている金額(変更交付決定を受けている場合は変更交付決定通知書に記載されている金額)

(添付書類) (提出前に該当する項目の□にチェック☑して確認してください)

- ☑①契約書・領収書の写し
- ☑②工事写真(工事中・工事後)
- ☑③使用資材の出荷証明書の写し(出荷された資材が分かる資料)
- ☑④施工チェックリスト
- ⑤前各項目に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

全てにチェックが入ること

※第1-1号様式、第1-2号様式も添付すること(要綱別表3(P.16)参照)

(第6号様式 別紙)

- ・ この様式は、工事担当者が記入してください
- ・ 写真の撮り忘れ等に注意してください。

施工チェックリスト

1 共通項目（項目にチェック☑してください。）

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した

2 天井を改修する場合（項目にチェック☑してください。天井を改修しない場合はチェック不要です。）

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input checked="" type="checkbox"/>	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること
<input checked="" type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

3 壁・床(基礎)を改修する場合(項目にチェック☑してください。壁・床(基礎)を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した
<input checked="" type="checkbox"/>	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた ※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること
<input checked="" type="checkbox"/>	外壁と床(基礎)の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した
<input checked="" type="checkbox"/>	壁・床(基礎)の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した

4 設備の効率化工事をする場合(項目にチェック☑してください。設備の効率化工事をしない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	機器の仕様に適合するよう適切に施工した
<input checked="" type="checkbox"/>	不可視部分をふさぐ前に施工状況がわかるように写真を撮影した

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和〇年〇月〇日

会社名 ○○○○

担当者名 ○○○○

9. 補助金額確定通知書が届いたとき

完了実績報告書提出後、書類審査及び現地確認の結果、報告内容に問題がない場合、補助金額確定通知書（P.39）が申請者本人へ送付（郵送）されます。

補助金額確定通知書がお手元に届いた場合は、補助金請求書（第9号様式）に必要事項を記載の上、速やかに県庁建築指導課へ郵送又はメールにて提出してください。

【郵送の場合】

〒960-8670

福島市杉妻町2番16号（本庁舎4階）

建築指導課 省エネ住宅改修補助担当 宛て

【メールの場合】

建築指導課 省エネ住宅改修補助担当 宛て

kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp

県が作成

例

第8号様式

福島県指令〇〇第〇〇〇〇号

補助事業者 氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金額確定通知書

令和〇年〇月〇〇日付けで完了実績報告のあった標記事業について、福島県省エネルギー住宅改修補助事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、補助金の額を確定したので通知します。

令和〇年〇月〇日

福島県知事 印

- | | 記 |
|---------|--------------|
| 1 交付決定額 | (例) 500,000円 |
| 2 確定金額 | (例) 450,000円 |

この金額を請求書に記入します

管理番号

第9号様式

令和〇年〇月〇日

福島県知事 様

交付決定通知書の日付、番号を記入

※補助金額確定通知書ではありません。

氏名 〇〇 〇〇

福島県省エネルギー住宅改修補助事業 補助金請求書

令和〇年〇月〇日付け福島県指令〇〇第〇〇〇〇〇号で交付決定のあった標記事業補助金について、下記により交付して下さるよう請求します。

記

- | | | | |
|---|-------|--------------|---------------------|
| 1 | 交付決定額 | (例) 500,000円 | 交付決定通知書に記載の金額を記入 |
| 2 | 確定金額 | (例) 450,000円 | 補助金額確定通知書に記載の金額を記入 |
| 3 | 今回請求額 | (例) 450,000円 | |
| 4 | 残額 | 0円 | 基本的に0円(確定金額に対しての残額) |

10. よくある質問

「福島県省エネルギー住宅改修補助事業」に係るQ&A

福島県建築指導課
令和6年4月30日

< 目 次 >

1. 補助対象住宅に関する事
2. 補助対象工事等に関する事
3. 補助金交付申請に関する事
4. 事業内容の変更に関する事
5. その他

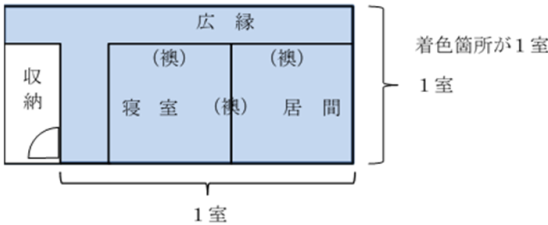
このQ&Aは必要に応じ、更新します。

1. 補助対象住宅に関すること

No.	質問	回答
1	アパートやマンションは対象となるか。	対象となりません。
2	住宅兼店舗（事務所）は対象となるか。	住宅の用に供する部分の床面積が全体の延べ面積の2分の1以上の場合、住宅部分のみ対象となります。
3	鉄骨造や鉄筋コンクリート造の戸建住宅は対象となるか。	対象となります。
4	新築は対象となるか。	対象となりません。
5	増築は対象となるか。	増築する部分は対象となりません。
6	住宅の築年数に制限はあるか。	ありません。ただし、地震に対する安全性が要綱別表1-2に定めるいずれかの方法により確認できる必要があります。耐震診断については、「木造住宅等耐震化支援事業」の活用も可能ですので、各市町村の受付窓口へご相談ください。
7	昭和56年5月31日以前に着工したかどうかはどのように確認すればよいか。	建築確認済証や完了検査済証により確認することができます。
8	過去に断熱改修を行った箇所も対象となるか。	県や国の補助金を活用して断熱改修を行った場合は、原則として、対象となりません。
9	親が子ども世帯に貸している住宅は対象となるか。	賃借人（子ども世帯）が断熱改修等を行う場合は対象となります。
10	長屋は対象となるか。 （二世帯住宅で、内部で行き来ができないような場合）	対象となりません。
11	住宅が耐震性を有することについて基準はあるか。	原則として、住宅全体（増改築している場合、当該部分を含む）の上部構造評点が1.0以上であることが必要です。また、それを証明できる書類の提出が必要となります。
12	現在、親（住宅の所有者）が住んでいる家の省エネ改修を子が申請者となって実施し、改修後に同居する場合は対象となるか。	住宅に居住する所有者が申請する場合は対象となります。所有者変更手続中などで、やむを得ず、住宅の所有者以外が申請者となる場合は、「住宅の所有者との関係がわかる書類（戸籍謄本や住民票等）」及び「改修後に申請者が所有者となることの確約書（任意様式）」を提出していただく必要があります。

2. 補助対象工事等に関すること

No.	質問	回答
1	省エネ診断の交付決定を受け、診断の結果、省エネ性能を満たすことが判明した場合、これに要した経費は補助対象となるか。	対象となります。
2	省エネ設計のみを実施する場合は対象となるか。	省エネ設計は対象となりません。
3	窓のみを断熱改修する場合は対象となるか。	複数の開口部について、要綱別表1-1に定める仕様基準を満たすよう改修する場合は対象となります。
4	設備のみの改修は対象となるか。 例) 給湯器(エコキュート等)のみの設置等	対象となりません。複数の開口部の改修と併せて行う必要があります。なお、「設備の効率化に係る補助額」は「開口部及び躯体等の断熱化に係る補助額」と同額以下です。また、ZEH水準への改修補助は複数の設備設置が必要となる場合があります。詳しくは、要綱別表1-1 2設備の効率化に係る工事 下欄をご確認ください。
5	DIY(自ら行うリフォーム)は対象となるか。	工事請負契約を伴わないものは対象となりません。
6	契約書を作成しなかった場合は対象となるか。	原則として、対象となりません。請負契約を「注文書・注文請書」で締結した場合、契約日は注文請書の日付で確認します。
7	冷暖房設備の更新は対象となるか。	対象となりません。
8	太陽光発電設備の設置は対象となるか。	対象となりません。
9	断熱改修を伴わない屋根の葺替えは対象となるか。	対象となりません。
10	屋根や外壁等への遮熱性塗料の塗布は対象となるか。	対象となりません。
11	既存住宅の一部解体工事は対象となるか。	断熱改修に伴う部分的な解体は対象となります。
12	新たに開口部を設置する場合は対象となるか。	対象となりません。開口部は熱損失が大きく、壁に比べて断熱性が低下するためです。
13	窓やガラス、ドアの面積は改修前と改修後、どちらを基準に算定するか。	補助対象事業費の算出については改修後の面積を基準とします。
14	2つ以上連続する窓を改修する場合、複数の開口の改修とみなせるか。	連続する窓で柱又は壁で分断されている場合、それぞれ独立した開口部とみなしません。
15	住宅の所有者等が住宅設備を購入し、その取付を工事業者に依頼する工事は対象となるか。	いわゆる施主支給や材工分離工事は対象となりません。
16	住宅設備をリースして設置する場合は対象となるか。	対象となりません。
17	既にある設備を入れ替える場合は対象となるか。	改修後の設備が要綱別表1-1の仕様を満たしている場合は対象となります。ただし、改修前の設備が要綱別表1-1の仕様を満たしている場合は対象となりません。
18	居間、台所及び食堂の改修方法が異なる場合は加算の対象となるか。 例) 居間: 内窓設置、壁改修 台所: 内窓設置、床改修 食堂: 窓交換、天井改修	要綱別表2(う)に定める指定する部位すべての改修を行う場合に加算の対象となります。ただし、他に改修を行う室がある場合はその室についても指定する部位すべての改修を行う必要があります。
19	「外気に面する部分」に該当する天井・床とはどのような箇所か。	直接外気に面する部分です。 例) 【天井】 屋根又はバルコニーの直下等の天井 【床】 1階の断熱化されていない床 2階以上で下階が無く、外気に面している床の部分

20	二世帯住宅で居間が複数ある場合、補助金額の加算を受けるには全ての居間を改修する必要があるか。	少なくとも1室は改修する必要があります。
21	部屋が吹き抜けの場合、どこまでを1室と考えるか。	吹き抜けのように空間が一体又は連続する場合は、その全ての室を1室とみなします。
22	襖や障子で区切られている場合、どこまでを1室と考えるか。	襖や障子で連続する全ての室を1室とみなします。 
23	居間、台所及び食堂が一体となった室（いわゆるLDK）は、1室とみなしてよいか。	問題ありません。
24	国土交通省所管の「子育てエコホーム支援事業」に登録されている建材はどのように調べればよいか。	以下のHPより検索できます。 「子育てエコホーム支援事業」対象製品検索ページ https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/material/
25	部分改修の場合、1室全ての開口部を改修する必要があるか。	1室全ての開口部を改修する必要はありませんが、対象の住宅のうち、複数の開口部について改修する必要があります。
26	要綱別表2（う）に「天井、壁又は床のいずれか1つ以上を断熱改修すること」とあるが、天井が既に断熱されており、壁及び床が無断熱の場合、壁又は床を断熱改修する必要があるか。	天井、壁又は床のいずれかが要綱別表1-1の基準を満たしている場合は、断熱改修する必要はありません。ただし、申請時に既存部材の仕様及び別表1-1の基準を満たしていることがわかる資料を添付してください。なお、天井、壁及び床の全てが断熱されていても、別表1-1の基準を満たしていない場合は、別表1-1の仕様に適合するよう必要な断熱改修を行ってください。
27	モデル工事費は材工共の金額か。	材料費、施工費、諸経費相当額、消費税相当額を含みます。なお、第1-2号様式の「実際の工事費」欄は、見積書からその金額がわかるよう記載してください。（対象経費算出表など任意の資料を添付していただいても構いません。）
28	「省エネ診断」はどこに依頼すればよいか。	省エネ基準等を踏まえた客観的な診断ができる者（建築士等）であれば、特に指定はありません。なお、省エネ診断の結果を書類として報告する必要があります。
29	廊下の窓の断熱改修は補助対象となるか。	対象となります。
30	省エネ改修の補助額の加算を受けるにあたり、廊下の窓の断熱改修を行う場合は、廊下の全ての窓を断熱改修する必要があるか。（要綱別表2（う）③に該当するか。）	廊下は加算室に該当しないため、全ての窓を断熱改修する必要はありません。（別表2（う）③には該当しません。）ただし、連続する室を1室とみなす場合を除きます。（No. 21, 22参照）
31	部分改修において、省エネ基準で改修を行う箇所とZEH水準で改修を行う箇所が混在している場合の補助額上限額はどうか。	改修する部分について、ZEH水準を満たさない部分が一箇所でもある場合は、省エネ基準の補助額が上限となります。
32	省エネ改修に合わせて、間取りを変更しても良いか。	問題ありません。ただし、間取り変更に係る費用は補助対象となりません。

3. 補助金交付申請に関すること

No.	質問	回答															
1	申請書等の提出先はどこか。	<p>一般財団法人ふくしま建築住宅センターの最寄りの受付窓口へ郵送又は持参してください。なお、申請書等は住宅の所有者が提出する必要があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務所名</th> <th>住所</th> <th>連絡先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県北事務所</td> <td>〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階</td> <td>024-573-0121</td> </tr> <tr> <td>県中事務所</td> <td>〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5</td> <td>024-995-5022</td> </tr> <tr> <td>いわき事務所</td> <td>〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階</td> <td>0246-35-1050</td> </tr> <tr> <td>会津事務所</td> <td>〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号</td> <td>0242-38-3611</td> </tr> </tbody> </table>	事務所名	住所	連絡先	県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階	024-573-0121	県中事務所	〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022	いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050	会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号	0242-38-3611
事務所名	住所	連絡先															
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター1階	024-573-0121															
県中事務所	〒963-8852 郡山市開成5丁目10-5	024-995-5022															
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050															
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1番17号	0242-38-3611															
2	補助金の交付決定前に工事に着手しても良いか。	<p>交付決定の日の属する年度の4月1日以降に契約している場合は交付決定前に着手していても補助の対象となります。 ただし、交付決定の日以降かつ当該年度の3月31日までに完了することが必要です。 ※交付申請について、審査の結果（補助要件等を満たさず）、補助金が交付されない、又は減額される場合がありますのでご注意ください。</p>															
3	建築確認申請後でなければ、補助金の交付申請はできないか。	建築確認申請前でも補助金の交付申請は可能です。															
4	1戸の住宅について、複数の業者に分けて契約し、行う改修をまとめて申請することは可能か。	複数の契約で行う工事をまとめて申請することは可能ですが、改修により要綱別表1-1に定める仕様を満たすことが確認できる必要があります。															
5	二世帯住宅で親世帯と子ども世帯が半々で住宅を所有する場合、申請はどちらがするのかわ。	どちらでも構いません。ただし、申請者、所有名義人、契約者、債権者登録、口座名義人は同一としてください。															
6	共有名義人となっている住宅は、申請書に名義人全員を記載するのかわ。	1人で構いません。ただし、申請者、所有名義人、契約者、債権者登録、口座名義人は同一としてください。															
7	要綱第4条の「本事業と同様の補助金」とは具体的に何か。	国や市町村が実施する断熱改修や設備設置等の住宅省エネ化に対する補助金のことです。															
8	納税証明書の添付は申請者の分のみでよいかわ。	申請者の分のみで構いません。															
9	納税証明書はどこで発行されたものを添付すれば良いかわ。	個人県民税についてはお住まいの市町村、その他の県税については各地方振興局県税課が発行した納税証明書をそれぞれ添付してください。															
10	交付申請書第1号様式に記入する「延べ面積」は、断熱改修工事を行う室の面積か、又は住宅全体の面積か。	住宅全体の延べ面積を記入してください。															
11	部分改修の場合の補助額はどのように算定されるかわ。	「モデル工事費の合計×補助率」「実際の工事費×補助率」「補助上限額」のいずれか低い額が補助額となります。部分改修の場合の補助額は、第1-1号様式で算出されるとおりです。															

4. 事業内容の変更に関すること

No.	質問	回答
1	年度をまたぐ改修工事を行うことは可能か。	原則として年度内の完了が必要となります。
2	交付決定後、工事の遅延等により年度内に工事が完了できない場合は補助を受けられなくなるのか。	変更交付申請により処理できる場合がありますので、速やかに受付窓口にご相談ください。

5. その他

No.	質問	回答
1	本事業以外の補助制度との併用について、具体的に教えてもらいたい。	併用については事業HPに掲載している下記の資料をご確認ください。 ・ 県補助事業の併用関係一覧表 ・ 国事業との併用関係一覧表
2	BELSとは。	建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度です。BELSの認証を受けるためには、BELS評価機関に対して申請を行う必要があります。BELS申請から評価書交付の流れや評価機関の検索については、住宅性能評価・表示協会HPをご確認ください。 https://www.hyoukakyokai.or.jp/
3	自社保有の住宅を自社でリフォームして販売するが、補助対象となるか。	対象となりません。
4	契約書には印紙が必要か。	印紙税法の規定に基づく印紙が必要です。注文書・請書の場合は、請書に印紙が必要です。なお、「印紙税申告納付につき税務署承認済」との記載がある場合は、印紙が不要です。
5	工事業者は事前に登録手続きが必要か。	登録の手続きはありません。
6	工事業者の所在地に制限はあるか。	特にありません。
7	本事業の募集枠の確認は可能か。	一般財団法人ふくしま建築住宅センターのホームページで残りの募集枠を公表します。
8	住宅の一部を断熱改修するが、同じ住宅の別の箇所についても補助を受けることは可能か。	交付決定を受けた事業の完了前であれば、変更交付申請により追加することは可能です。ただし、1戸あたりの補助上限金額があること、年度の予算に限りがあることにご留意ください。
9	補助対象以外の工事も一緒に施工することは可能か。	可能です。なお、本事業の対象となる経費が内訳書等で確認できる必要があります。
10	既存窓が省エネ基準又はZEH水準以上であることを証明するには、どうすれば良いか。	現況写真と併せて既存窓のカタログの写し等、基準を満たしていることが分かる資料を提出してください。
11	改修工事の着手予定が翌年度の場合は応募できるか。	応募できません。
12	本事業による補助を受けて断熱改修を実施後、申請者（所有者又は賃借人）以外の者を居住させることは可能か。	補助金額の確定の通知日から起算して10年間は、補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、賃貸等を行うことができません。ただし、補助金の交付を受けた方が補助金を返納した場合はこの限りではありません。
13	補助対象以外の工事を含むリフォームの場合、補助対象の工事分のみについて契約書・請求書等は作り直す必要はあるか。	補助対象以外の工事を合わせて実施する場合でも、契約書・請求書等を分けて作成する必要はありません。書類が複数に分かれる場合は、そのすべてを提出してください。ただし、補助対象分の内容が不明確な場合は追加資料の提出を求める場合があります。